たかおか出張所だより №44 н26.8.11発行

宫崎河川国道等務所 高剛出展所 TEL 0985-82-0102

6~10月は梅雨・台風シーズンで出水期と呼ばれています。そこで今回は皆さんと一緒に・・・

河川堤防

(堤防に良くないこと してませんか?)

について考えてみましょう!

1 堤防とは?

河川の流水が河川外に流出することを防止するために設けるもので、 原則として土で造られ、表面は張り芝で保護されています。(用地の制限等で堤防幅 を確保できないところは、コンクリート構造等で造られ特殊堤と呼ばれます。)

(土堤の利点)

①材料の取得が容易で安価。②沈下等に対しても修復が簡単。③地盤となじみ易くかさ上げ、拡幅等が容易。④壊れても復旧時間が早い。等々・・・

(土堤の弱点)

- ①水に浸る時間が長くなると弱くなり、流水により浸食されやすい。
- ②流水が堤防を乗り越えた場合に壊れ易い。等々・・・

② 堤防が壊れる場合とは?

【1】浸透(しんとう)

河川水などが堤防に浸透することで堤防決壊に至る場合

対策:浸透しにくい材料の 使用、堤防幅の拡大

【2】越水(えっすい)

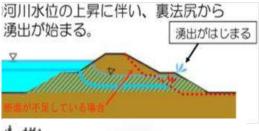
河川水が堤防を乗り越し 堤防決壊に至る場合

対策:堤防のかさ上げ、 河川内の掘削等

【3】侵食(しんしょく)

河川水が堤防を洗掘し 堤防決壊に至る場合

対策:堤防のり面の維持管理、 不法占用の抑止等





【堤防裏のり尻からの水の噴出】



③天端下まで侵食が進み、天端崩落が始まる。川表法面は、完全に崩壊している。



※洪水から生命財産を守る地域の大切な堤防です。変状等、何か気付かれましたらご一報下さい。

河川の維持管理工事をしています。

高岡出張所管内堤防の除草工事を担当してます㈱藤元建設です。

堤防の除草は①堤防強度の保持②堤防状態の確認③河川環境の保持等(不法投棄抑制、防犯含む)を目的に行いますが、管内約400,000㎡(40ha)の面積を年2回(1回目を6月~8月、2回目を9月下旬~12月予定)刈り取りしています。

特に1回目の除草の際は降雨時の堤防損傷や晴天時の熱中症対策等には十分気を つけながらの作業となり大変ですが、地域の安心・安全のため頑張りますのでよろしくお 願い致します。

作業期間中には近隣住民の方、堤防や河川を利用する皆様にはご迷惑をお掛けする場合があろうかと思いますがご理解とご協力をお願い致します。また、刈り取った草は近隣農家の方に無償で提供しますので、草が必要な方は施工業者までご連絡ください。

除草作業



集草作業



積込み作業





施工業者

工 事 名 平成26年度高岡地区河川維持管理工事

工事期間 平成26年4月1日~平成27年3月31日

施工業者 株式会社 藤元建設

住 所 宮崎市高岡町内山2811-7(現場事務所)

連 絡 先 050-1530-7488 (現場事務所)



現場代理人 日高孝文

堤防沿線住民の方々には早朝より除草機械の騒音等によりご迷惑をお掛けしております。 これまでの経験を活かし安全を最優先し作業 を進めて参りますのでご協力をお願い致します。

【発行・問い合わせ先】

国土交通省 宮崎河川国道事務所 高岡出張所 TEL 0985-82-0102 FAX 0985-82-0227 〒880-2221 宮崎市高岡町内山2610-1

